

財務省告示第二百七十七号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十年度の初日から平成二十年八月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十年九月三十日

財務大臣 中川 昭一

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十年度の初日から平成二十年八月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	〇トン
二	〇トン
三	〇・二〇トン
四	八、五七四トン
五	五〇八トン

二	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一	九	八	七	六
一六トン	四一トン	七、三七七トン	六一、九四一トン	三〇四トン	一五七トン	二九六、七四七トン	五六〇、八九五トン	二、五四九、六五二トン	三四、一七八トン	九、一二五トン	九三二トン	一三、八七三トン	〇・三三二トン	〇・二五トン	二トン

二九	四八五トン
二八	〇トン
二七	四、八二四トン
二六	二、七二七トン
二五	〇トン
二四	一八トン
二三	二、三〇〇トン
二三	九二トン
二二	一三、四二〇トン